

宮城県公報

令和8年2月2日（月）
号外第5号

目次

告示

- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度（森林整備課）

宮城県告示第37号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和8年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和8年2月2日

宮城県知事 村井嘉浩

保安林の種類	同一の単位とされる保安林等 の区域	皆伐面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	本吉地区	389.86
	北上川下流	386.03
	石巻地区	399.37
	迫川地区	1138.28
	江合川上流	730.37
	鳴瀬川上流	1229.05
	江合川 下流 鳴瀬川	0.86
	黒川地区	239.32
	仙台地区	1367.70
	白石地区	1646.16
土砂流出防備保安林	本吉地区	25.51
	北上川下流	9.52
	石巻地区	25.02
	迫川地区	79.69
	江合川上流	205.36
	鳴瀬川上流	251.53
	江合川 下流 鳴瀬川	11.25
	黒川地区	38.02
	仙台地区	71.78
	白石地区	213.07
干害防備保安林	仙台市	5.18
	石巻市	27.92
	気仙沼市	24.14
	白石市	3.18
	角田市	2.08
	登米市	9.94
	栗原市	3.02
	東松島市	4.34
	大崎市	58.96
	七ヶ宿町	5.14
	柴田町	0.98
	丸森町	2.72
	大和町	3.60
	大郷町	0.30

	加美町	6.72
	女川町	16.92
	南三陸町	0.86
魚つき保安林	石巻市	16.76
	気仙沼市	2.18
	東松島市	0.38
	女川町	0.82
	南三陸町	0.90
保健保安林	宮城北部地区	21.26
	宮城南部地区	6.90